

会 議 録

平 成 3 1 年 第 1 回 臨 時 会

会期：平成31年1月23日
(1日間)

小 海 町 議 会

第 1 回臨時会会議録目次

議事日程等	2
第 1 日（招集、上程、説明、討論、採決）	
招集あいさつ	5
諸般の報告 行政報告	6
議案第 1 号（補正予算）	7
署 名	27

平成 3 1 年 第 1 回

小海町議会臨時会議事日程

開会年月日時	平成31年1月23日 午後2時00分	
閉会年月日時	平成31年1月23日 午後5時47分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第11番議員、第12番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 平成31年1月23日 至 平成31年1月23日 1日間	
	招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
議案第1号	平成30年度小海町一般会計補正予算(第4号)について	原案可決

会議の顛末	平成31年1月23日 午後 2時00分に始め
	平成31年1月23日 午後 5時47分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘 会計管理者 井出 敦
	副 町 長 篠原 宏 子育て支援課長 井出 浩
	教 育 長 中島行男 教育次長 黒澤五雄
	総 務 課 長 井上晴正 観光交流センター所長 井出雄一
	町 民 課 長 井出三彦 やすらぎ園所長 井出宗則
	産業建設課長 井出平樹
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出直人
	書 記 小平弘恵

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	1 / 2 3
第 1 番	古谷 恒晴	○
第 2 番	渡 辺 均	○
第 3 番	井出 幸実	○
第 4 番	井上 一郎	○
第 5 番	小池 捨吉	○
第 6 番	有坂 辰六	○
第 7 番	篠原 伸男	○
第 8 番	篠原 義従	○
第 9 番	的埜美香子	○
第10番	井出 薫	○
第11番	新津 孝徳	○
第12番	鷹野弥洲年	○
	計	1 2
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員	第 1 1 番 新津 孝徳 議員	
	第 1 2 番 鷹野弥洲年 議員	

平成 3 1 年 第 1 回	
小海町議会臨時会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	平成 3 1 年 1 月 2 3 日 午後 2 時 0 0 分
* 閉会年月日時	平成 3 1 年 1 月 2 3 日 午後 5 時 4 7 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>平成 31 年第 1 回臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。大寒も過ぎて 1 年で一番寒い時期を迎え、まるで外は冷凍庫、家の中は冷蔵庫のような状態が続いております。最近インフルエンザが流行しているようですが、うがい、手洗い、マスクの着用などしっかりと対策をしてこの冬をのりきっていただきたいと思うところであります。本日の臨時会は昨年 12 月定例会で議員の皆さんから指摘をされましたいくつかの議案が、理事者側から補正として提出されています。理事者の皆さんは丁寧な説明に努め、議員の皆さんが理解をし、納得できる質疑となりますよう期待をいたすところであります。</p> <p>只今の出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、只今から平成 31 年第 1 回小海町議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。</p>
<u>日程第 1 「会議録署名議員の指名」</u>	
議 長	<p>日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において第 11 番 新津孝徳君、及び第 12 番 鷹野弥洲年君を指名いたします。</p>
<u>日程第 2 「会期の決定」</u>	

議 長	<p>日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。</p> <p>本臨時会の運営につきまして、去る12月19日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。</p> <p>議会運営委員長 篠原 義従 君。</p>
議会運営 委員長	<p>ご報告いたします。</p> <p>本日招集の平成31年第1回小海町議会臨時会の運営につきましては、去る12月19日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたのでその結果をご報告申し上げます。</p> <p>本臨時会に付議される案件は補正予算案1件であり、会期につきましては本日1月23日、1日とする案を作成いたしましたのでよろしくお願い致します。なお、質疑終了後、予算決算常任委員会を予定しておりますので、ご承知おき下さい。以上でございます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日1日限りにしたいと思っております。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
(異議なしの声)	
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本臨時会の会期は本日、1日限りと決定いたしました。</p> <p>なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。</p>
日程第3 「町長招集あいさつ」	
議 長	<p>日程第3、町長より招集あいさつをお願いします。</p> <p>町長、黒澤弘君。</p>
町 長	<p>改めまして皆さんこんにちは。</p> <p>今年初議会となります第1回臨時会開会にあたりまして招集挨拶と提出案件の概要につきましてご説明申し上げます。先ず第1回臨時会開会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様にはお寒い中また公私ともご多用のところご参集をいただきまして定刻に議会を開会できますことに対しまして心より御礼を申し上げます。平成31年の新春を迎え成人式、新年祝賀式また松原湖スケート大会小学生の部、消防団出初式と行事にご臨席を賜り本当にありがとうございました。さて、昨年末までは暖冬の影響により、スキー、スケート、ワカサギ釣りなど、当町の冬の風物詩ともいえるものに対する影響が懸念されておりました。</p>

たが、年明けは寒波も到来し、スキー、スケートをはじめ、松原湖のワカサギ釣りも土日を中心に多くの皆さんに楽しんでいただいております。多少安堵しているところでございますが、一方では降雪が少なく空気が乾燥していることも影響しているのでしょうか、インフルエンザが流行し、保育所では30名を超える園児の皆さんが罹ってしまったということで、本日から希望保育という措置をとっております。小海中学校では2年生が学年閉鎖となっているということです。また、18日の深夜には本村地区で火災が発生し、住宅1軒を全焼してしまいました。幸い住人の方は避難され無事だったということと、住宅が密集したところではありましたが、風がなかったため類焼はまぬがれたということが、不幸中の幸いだったと思います。

それでは本臨時会にご提案申し上げます議案について説明を申し上げます。議案は補正予算1件でございます。12月の第4回定例会でご指摘をいただきました事項につきまして、再度検討を重ね、方向性を決定させていただきましたので、本日補正予算をお願いするものでございます。ご審議をいただき可決ご決定をお願い申し上げます。よろしくご報告させていただきます。

日程第4 「諸般の報告」

議 長	日程第4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの2ページに申し上げますので、ご確認をお願いいたします。 その他、報告事項のある方はお願いいたします。
議 長	以上で「諸般の報告」を終わります。

日程第5 「行政報告」

議 長	日程第5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。 町長 黒澤弘君。
町 長	それでは4点についてご報告いたします。 まず、12月25日ですが、新海誠監督の所属会社であるコミックス・ウェブ・フィルムに表敬訪問をいたしました。新海監督は新作の製作で忙しくお会いできなかったわけですが、今年7月の新作の封切に先立ち、監督の出身の町ということアピールするため、過去作品の

	<p>上映についての承諾等をいただくことができました。2点目としまして、2月15日に開催予定の憩うまちこうみのシンポジウムへの出演依頼のため、12月27日に長野県阿部知事を表敬訪問いたしました。知事には快く承諾していただき、シンポジウムが盛り上がることを期待するところでございます。3点目としまして、1月12日にはJA虹のホールあおぞらの竣工式が行われ出席いたしました。総床面積1,814㎡、総工費約5億円ということで、すでにお葬式等で行った皆様もおいでになると思いますが、大変機能的ですばらしいホールができたと思います。4点目といたしまして、これは本当に先ほどのことですが、佐久大学の盛岡理事長さん他2名がお見えになりました。小海町で学生を受け入れられるような住宅などを整備していただければ、大学としても学生が「こうみの里」等での実習などがやりやすくなるため、学生たちに積極的に働きかけることができるので、是非そういった施設を整備していただけないかという趣旨の話に來られました。これは本日ご提案申し上げます、町営雇用促進住宅の用地取得にも関連ある事柄でございますので、報告には記載をしてありませんがご報告させていただきます。以上、4点ご報告申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で町長の報告を終わります。ほかに、行政報告がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>総務課長 【佐久広域連合議会第4回定例会の報告】 町民課長 【介護保険懇話会の報告】 教育長 【中学校組合議会第2回臨時会の報告】</p>
議 長	<p>以上で「行政報告」を終わります。</p>
議 長	<p>本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。</p>
<p>【議案の上程】</p>	
議 長	<p>これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第1号について上程から採決までといたします。 それでは順次議案を上程いたします。</p>
<p>日程第6 議案第1号</p>	
議 長	<p>日程第6、議案第1号 「平成30年度小海町一般会計補正予算（第4号）について」を議題</p>

	といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
	(副町長説明)
	説明が終わりました。 ここで 15 時 05 分まで休憩とします。 (ときに 14 時 53 分)
議長	休憩前に引続き会議を開きます。 これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 4 ページ 地方債補正 【歳入】 7 ページ 17 款 寄付金
12 番議員	寄付金の中のふるさと納税の返礼品について昨年の 12 月定例会で 30%を超えているのではないかと質問をさせていただきました。そうした中で今回補正が出てきたわけですが、このふるさと納税の返礼品の物を町の職員が発送しているのか。あるいはこういったものを業者に委託してやっているのかお聞きしたいと思います。合わせて総務省の通達で私は総額で 30%を超えてはならないという通達であったかと考えていますが、今回出してこられたのも 16,000 千円ですから 30%ですと 4,800 千円で、先程の説明で 32%と言われてますけれど、前回の補正予算書ですと 5,200 千円のわけですよね。明らかに 30%を超えているわけですが、この総務省の通達との兼ね合いについてお聞きしたいと思います。
総務課長	先ず品物の発送ですが、これにつきましては町の担当者が梱包をして発送しているものと業者の方をお願いしているものと両方ございます。それから返礼品割合の関係ですが、大変 12 月の議会では不明確なお答えをして大変申し訳ございませんでした。その後精査をいたしまして今回補正をお願いすることになったわけですが、32.5%となっているものにつきましては 12 月の議会の時にも申し上げましたが、この指摘を受ける前に出していたもので大幅に 30%を超えているものがございました。指摘を受けた以降について

	<p>11 月からにつきましては是正をしまして 30%以内の返礼品としているわけですが、それ以前出したものがそれを超えていたために結果的に平均すれば 32.5%ということになっておりまして、こういった数字になっております。総務省の省令との兼ね合いにつきましては 30%以内でやるということでご徹底をしておりますが、送料までは加味しているかないかは今はっきりしたことは申し上げられませんので、また後程調べてお答えをしたいと思います。以上でございます。</p>
12 番議員	<p>昨年の 6 月に総務省からそういった指摘を受けて小海町は名指しで 30%を超えているという指摘を受けたと思うんですね。その後小海町は改善しましたということで新聞報道もされている。10 月だったと思うんですが、こういった中で今の説明では不十分、11 月から指摘されたから直したということでは不十分ではないかと思うわけでありませう。総務省の通達がその返礼品の返礼するための費用まで含めたそういった中で 30%に抑えなさいと言っているのか、そのところを明確にさせていただきたいと思っております。今言ったことにこういったことになってみますと、だったらそれぞれ個々にこういった返礼をされたのかと、このふるさと納税の受けた金額を件数ごとにそれに対する返礼品がいくらかかって送ったかというそういった一覧表を提出できますか。議長、確認して頂きたいと思っております。今日は臨時会で本日 1 日限りしかありませんので、出すとすれば予算決算常任委員会の開会前までに出していただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。</p>
議長	<p>井上総務課長、今の件も含めて答弁をお願いします。</p>
総務課長	<p>資料提出につきましては現在まとめてあるところまでを出来る限りのものを予算決算常任委員会までにお出ししたいと思います。それから先ほど来から言われております 30%以内につきましては 9 月の 12 日初めて信毎の方に載りまして、その中で小海町につきましては 10 月中に見直しを行うということで新聞の方にも記載があったかと思うんですが、RE-EX のスキー場のリフト券付きの宿泊の関係で多少バタバタしておりまして、見直しが 11 月からということになってしまいました。そういったことで 11 月からにつきましては送料の関係は、はっきりしたことがまだ言えませんが、返礼品そのものにつきましては 30%以内に抑えているということでご理解をいただきたいと思います。</p>
12 番議員	<p>総務省の通達の文書もコピーとして出していただくように確認をお願いしたいと思います。</p>

総務課長	はい、それではそのようにしたいと思います。
	<p>18款 繰入金 21款 町債</p> <p>【歳出】 8ページ 2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 4目 企画費</p>
7番議員	総務費の4目の企画費の中で公有財産購入費ということでこれは町営雇用促進住宅用地購入費と書いてありますが、この雇用促進住宅というのは一般的に言われている雇用促進住宅、いわゆる雇用保険事業の中で今、制度的に廃止になったと思いますが、一般的に雇用促進住宅と言うと高齢者とか障害者とかあるいは求職者とか等々便宜を図ってやっているわけですが、この雇用促進住宅の意味はそのように解釈してよろしいわけですか。
総務課長	只今篠原議員がおっしゃられた雇用促進住宅とは多少意味合いが違っております。こういった名前にしたわけですが制度的なものの裏付けはございません。ただ入居に際して多少制限と言いますか町内から移り住むですとかそういったことではなくて、新たに外部から人を呼びたいということを中心に考えております。
7番議員	確かに今、雇用促進住宅というのが雇用振興協会が管理委託するとかあるいは雇用促進の機構が作っていたということが出てきますので、もうちょっとイメージ的にもこれからの中で、前の説明では佐久大学だとかあるいは単身者とかということもあったわけですから、一般的に考えると雇用促進住宅というと臼田とか野沢にあるようなイメージになってきますので、その辺も検討すべきではないかというふうに考えているところであります。
2番議員	今の項目についてなんですけれども、当該の地区を選ぶと同時に他の地区の適正な用地をどのくらい検討したのか、検討の結果ここが最適であるという結論に至ったプロセスを説明していただきたいと思います。
総務課長	他の検討ということですが、他にそんなに自由になる土地というのが現在あるわけではございません。本間の大田団地の売れ残りの部分もございます。それも考えるには考えたのですが、いかんせん場所が鉄道からも遠い、駅からも遠い、町の中心地からも遠いということで、そこについては候補地としては無理だろうなど。後、

	<p>この近辺例えば栄町に栄町住宅というものを 3 年前に建てたのですが、その南側に町有地がございます。そういったところも考えてはいるんですが、なかなか町だけではなくて他の権利が付いたところがございまして、その解決に若干の時間を要するというので、今回は意図せずとは語弊があるわけですが、そういった住宅を作って欲しいという話があった中で、偶然にも道路の工事用地に絡みましてそこも是非買ってもらえないかというような話があったものですから、他を検討するというよりは偶然いい物件が出てきたということでここにしよう、条件もいろいろ考えれば先程副町長からもご説明在りましたけれども、条件的には悪くない土地ですので、ここがいいのではないかとということでここを候補地とさせていただきます。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>今他のところよりもという具体的なは大田団地だけでしたけれども、町内私もいろいろ歩いてますけれども民間の住宅も多々空いているところがございます。それから土村、馬流の市街地も小規模であればいろいろ検討する余地もあります。民間の方々の住宅事業をやっている人の話を聞きますとある意味営業の圧迫にもなるのではないかと。そういったことに対してもやはり配慮をしながら住宅を作っていく必要があるのではないかと思います。ここが偶さか偶然出てきた、あるいはオーナーとの間でうまい話が流れてきたというのが先の議会の中でも切り離して考えるべきではないかと。ここ 1 ヶ月の間に事業計画が本当にしっかり検討されて煮詰まってきたのか。例えば佐久大学との 8 名の入居者ぐらいは可能だというような裏付けが取れるような話がしかとできているのか、その 2 点を聞かせて下さい。</p>
<p>町 長</p>	<p>土村、馬流、駅周辺ですと坪 2 万円という土地はございません。したがってある程度の規模がなければその機能を果たさないという考えであります。それから 8 戸が全部埋まるかということでありますけれども、これはあくまでも事前の用意をするという対策でございます。我町で何かが起こったときに「既に用意はしてあるよ」という事前のものがなければ受け入れ態勢はないと思います。何かがあるからそこで始めようというようなことではこれは絶対に間に合わないんですよ。従って私はこれは用意をします。そして十分に使っていただくと。それから先程説明が不十分であったかと思いますが、本年保母さんの募集、応募がゼロ。それから「こうみの里」完全に 100%の機能はしていないというようなところも踏まえましてこの施策に踏み切ったわけですが、是非前向き、それからこれからのことを考えてということでございますのでご理解を願いたいと思います。</p>

10 番議員	<p>私は2点伺いたいと思いますけれども、先ず町営住宅地としての土地としては適正だという報告をされましたけれども、水の問題は私の方で聞きましていろいろ提起したようでありましてけれども、そこら辺をもう一度説明をこうだからこうだという説明をお願いしたい。私も言われた人に説明をしなければなりませんのでよろしくをお願いしたい。それからこの場所は都市計画区域だというふうに私は認識しているわけでありましてけれども、都市計画区域であるこの地に建物を建てるということであれば、例えばここに建物を建てることと決めた場合に何が必要かという点を伺いたいと思います。</p>
町 長	<p>1点目の水の問題であります。今湧水期ということもありまして掘削して1m50cmくらい掘っても出ませんでした。それから地盤調査という建築確認を行う時に義務付けられたものがございます。そしてそれを事前に1軒の家を造るのに5箇所やるんですけれども、5箇所やった結果、ほぼその近所だということをやった結果が先程副町長が申し上げましたN値というのが地下50cmから70cmのところ耐力があると。なかなかこういった土地はございません。しかも非常に堅固であるということがございます。そして水の問題ですが、現在そういった建築をするときにベタ基礎というものを採用しておりまして、防水等々しっかり今の建築は出来ますので、水に対しての心配は一片もございませんのでご理解の程を願いたいと思います。</p>
総務課長	<p>もう1点ご質問がございました都市計画法の関係でございますけれども、都市計画法の区域に入っているということで建築時には建築の確認申請が必要となります。それから赤線が入っておりますけれども、これは赤線の幅が規定に達しておりませんので、後退線を取らなければならないということで既に過去と言いますか前々の持ち主の方が建物を建てることを前提に後退線を入れてございます。この地図で見ますと3889-2、42㎡というのと、3809-3、39㎡というのが後退線を取って分筆した線でございます。これだけ後退をしていけば建物を建てるのには支障がない、法律上支障がないということになっております。新たに後退線をわざわざ入れる必要がないということでございます。</p>
10 番議員	<p>先ず水の関係ですけれども、町長冒頭に湧水期ということをおっしゃって、大畑の絞り水ということが地形的にも有り得るところじゃないかというふうに思います。そういったことで今の建築技術を使ってやれば可能という判断をしたということでございますのでその点は理解しました。2番目の都市計画区域の関係でありますけれども後退</p>

	線が引いてあるのがこの細いずっと引かれている部分だと思いますけれども、入口の部分は特別支障はないわけですか。
総務課長	入口の方はですね水路がありまして水路と一体的に考えれば幅は十分でございます。法律上は自分の土地に対して後退線を入れろということですので、手前は人の土地になりますのでこちらで後退線を入れることは出来ませんので、これを作る時には水路に蓋を被せる工事を行なって車が出入りするのに支障がないだけの幅員を確保するということが必要になってくると思います。
10 番議員	私ちょっと分らないので伺うんですけれども、都市計画区域は入口が6mでしたっけ、記憶の中で言ってるので教えていただきたいのですけれども、その道幅が水路に蓋をしても進入路として都市計画区域内の中では許されているのかという点だけを確認したいと思います。
産業建設課長	先ず都市計画区域内の確認申請ということですが、確認申請につきましてはこれは建設事務所の建築課へ出すものでございます。役場の方の事務手続きとしましては、接道があるかどうかということでございますので、専門用語で言いますと二項道路と言いまして2m以上の道路ということでございます。先程総務課長も申しましたけれども後退線を設けるということで、今購入しようとしている土地には後退線が設けてあり、また新たに町道と接する部分、大きい町道に接する部分で建物を作る場合には、こちらにつきましても基本的には4mの道路を確保しなければならないということで後退線を引きまして、その付近には構造物を作らせないということがございますので、今回問題ないと考えております。以上です。
10 番議員	4mということで確認できましたけれども、水路との関係での4mなのか、水路入れなくても4m現状であるのかという点と合わせて、水路を蓋すれば4mに含まれるんだということも許されているんだという認識でいいのかその点を伺いたいと思います。
総務課長	私、実施段階での現実的な話をさせていただいたわけでありまして、基本的には4m以上の道路に2m接していればいいということですので、現状で十分いいわけですが、実際に今度は車を入れる時には2mというのはギリギリの道路になりますので、水路に蓋を被せて合わせれば広く道路幅を確保できるという意味で申し上げたということで、水路を合わせて4m必要ということではなくて、都市計画法上は4mのというのは町道に2m以上接していればいいと、接道が2m以上接していればいいということですので現状でクリアできるということですですのでよろしくお願い致します。

2 番議員	先程の質問の追加と言いますか補足ですが、一つは先程町長「土村、馬流には安い土地はない」であれば借り上げるですとかね、そういった検討はしたのかどうかという点が1点、それと「佐久大学に対して準備をしておくんだ」とおっしゃいましたけれども、例えば準備であれば民間の町営住宅をある面安く借り上げて佐久大学の学生さん達に提供しながら見通しを見ながらこういうハード事業の方に一步踏み込んでいくと、そういう手順段取りも考えられるんじゃないかと思いますがその2点は如何ですか。要するに私は先程民業圧迫の話をしましたけれども、そこに地場の事業者を何とか奮い立たせる、町長の言葉で言えば元気を出す、こういったことにも繋がるような事業を組み立てていったらどうかと思ってるんですが如何でしょうか。
議 長	渡辺君、同一の質問に対しては3問までということですのでよろしくをお願いします。
町 長	只今の借地の件ですが、実際早くから鷹野議員からのご指摘のこの館が借地でございます。長年に亘ってということになりますと良いものではないと私は認識しております。それから民業圧迫でございますけれども2件の貸家業者と私話をしました。そしてその内容をですね。今できている皆さんと「今度建てようとしてるものとは内容が違いますよ」ということで理解を得ておりますので、またその業者とも十分な検討をしながらやっていくということでも民業を圧迫するというような元々のことはない、全くないということはないんですが競争の原理の中でいく上では彼らにも頑張っていたいただきたいのですが、今出ている特徴のあるものとは全く違うものだということだけはご理解願いたいと思います。
8 番議員	最初の頃の話を知りたいと思うんですが、聞く方もちょっと難しいんですが、上の段下の段があって下の段の土地の買い上げは工事をするのに非常にやり易いと、それと並びに道路の拡幅がいくらかできるということでその時に上の段も一緒に買ってもらえないかという話が出て、その上の段を買うに当たっては何かを作らなければいけないから雇用促進住宅という発想になってきたのか。それはそれでいいんですけどね。そこら辺の流れが議員さん達ちょっと、どうして崩落現場の話からどんどん雇用促進の話まで進んできてしまったのかなという点があるんだと思うんですよね。そこら辺の経緯、それが均議員の質問にも繋がっているんだと思うんですよね。急に土地を買ってくれないかということで、じゃその土地をただ買うわけにいかないから何かを作らなければいけない。ちょうど雇用促進住宅を作る考えがあ

	<p>るからそこへそれを充てようということで均君はそんなに慌ててやるより小海町にまだもっといい土地があるんじゃないかという質問が出たんだと思いますけれども、そこら辺の経緯、流れを分りやすくお願いします。</p>
町長	<p>一番急いでいるのは崩落したところの修復でございます。そしてその土地の所有者とたまたまその続きと言いますか、下の土地の所有者が一緒だったということではございますけれども、私が公約で申し上げているとおり、元気な町づくり、そして明るい町づくりという中では是非単身者の住宅、あるいは保母さん、看護師さん等々が好んで使えるようなものが出来ないかということが先でございまして、そしてたまたまこの土地がそういった条件だということで合い、行き合ったということでございますので、取り付けたような話ではございませんので是非ご理解願いたいと思います。</p>
8番議員	<p>分りました。物事には流れがありますものでそれはそれとして、それでは上の段と下の段は今別だと。下の段は道路の拡幅で上はその雇用促進住宅を作るために町は頑張るんだということで理解していいのですね。</p>
議長	<p>8 ページ 3 款 民生費 1 項 社会福祉費 9 ページ 1 項 社会福祉費つづき 2 項 児童福祉費 6 款 商工費</p>
2番議員	<p>商工費の需用費のところで灯油代が非常に増額されておりますけれども、それは先程当初予算で想定した金額に対して市場価格が上がったからだという理解でよろしいでしょうか。お聞かせ下さい。</p>
観光交流センター所長	<p>先程副町長言われたとおりで灯油代の問題でございます。八峰の湯は冬だけではなくて通年で灯油を使っております。当初予算私どもは061円で夏、冬量は違いますが月にならずと13,000くらいで予定で予算を組み立てました。061円ということで、夏場ずっと75円くらいがずっと続いておりましたのでその関係でこれから3月までの差額をならして計算した結果ということになります。よろしく申し上げます。</p>
2番議員	<p>このセンターの増加率は21.5%くらいです。その上に民生費のところで灯油代がありまして83千円が93千円になっている。これは上昇率は11.3%です。それから一番上段の総務費の総務管理費の一般管理費</p>

	<p>需用費の庁舎の灯油代は 9%アップです。市場価格が一定的で上がっているのであれば上昇幅については大きな差は出ないはずなんです が説明は如何ですか。</p>
<p>観光交流 センター所長</p>	<p>先程説明がちょっと足りなかったと思います。副町長説明でも今060 数円 69 円とかということですね。昨年の夏場 75 円というのがずっと 続いていたと記憶しております。その違いが出てきていると思いま す。確かに私ども冬場たくさん使いますけれども夏も相当に使いま す。ですので先程も言いましたけれども月平均 13,000円見ているわけ ですけれども量的にはそんなに変わっていませんけれども通常使っ ておりますので例えば今冬場だけ使っている施設の上げ幅とはちょ っと違いがあるをご理解いただければと思います。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>一つの説明にはなろうかと思うんですが、既に 10 年ぐらい経営され ていて年度の変化というのは相対的にあると思うんですよね。そのな らした金額が一般の予算に入ってくる。それをもはるかに上回る形で 灯油の価格が上がったと、特に夏場に上がったと、そういうことなん でしょうか。</p>
<p>観光交流 センター所長</p>	<p>本当に詳しい月々の値段は承知しておりませんが、一番高いときは確 か 75 円を超えていたと思います。そういったところがずっと続いた わけでごさいます、詳しい計算式まで出せなくて非常に申し訳ない んですがその部分の違いがどうしてもあるをご理解いただきたいと 思います。</p>
<p>10 番議員</p>	<p>宅老所「なごみ」の関係で伺いたいのですが、当初予算では建築工事 費が 78,900 千円と、資料を見ながら話させてもらいますが、作る場 所が変わったということから予算が変わってくるというのは当然だ と思いますが、私がまず伺いたいののは当初入札の時の建築の予算がい くらだったのかという点を伺いたいと思います。</p>
<p>町民課長</p>	<p>「なごみ」の部分の当初入札は右にあります表の真ん中になりますけ れども、建築工事の中の 2 番目の欄になります。44,928 千円これが当 初入札の額でございます。お願いします。</p>
<p>10 番議員</p>	<p>それは見れば分るわけであって当初入札する段階での建築予算はい くらだったのかという点を伺いたいのと、それから変更で 4,752 千円 ですか、これが何時どういう理由で決定されてこうなったのか、その 手続きはどのようにしたのかという点を伺いたいと思います。</p>
<p>町民課長</p>	<p>当初の入札の関係でございますけれども、今ちょっと手元がないので すが、ほぼ 90 何%という金額で落札されております。変更部分 4,752 千円につきましてですが、これは入札後にまず議員さんの方から指摘</p>

	<p>があった部分でありますけれども、職員の休憩室の考え方でございまして、当初物置というかたちでやっておりました部屋に断熱使用の変更、あるいはエアコンの設置をした部分、これが2,624千円でございます。それから備品の追加ということでカーテン等が入っていない部分がございます、その部分が1,200千円、それから設備工事とありますが洗濯室のところに設備としまして汚物処理槽というものが落ちておりました、それを追加で入れさせていただいたものそれが928千円という内容でございます。</p>
議 長	<p>10ページ 7款 土木費 9款 教育費 3項 社会教育費 2目 公民館費</p>
12番議員	<p>今回災害ということで町道に危険を及ぼしているわけでありまして、その災害復旧ということで安全を第一に考えなければならない中で最初に対応していかなければならないことでありますけれども、原点に戻るようなことで申し訳ないんですけど、そもそもあの工場の建物の裏側に取付け道路を作っているわけですが、その取付け道路を付けないで起こるべき災害ではなかったかと思われるわけです。大雨が降ったわけでも台風があったわけでもなかったわけですが、そういった中で一部石垣の崩壊が起きたということであります。要するにそういったものの責任が何処にあるのか、町側の道路が排水等でそういったようになったのか、あるいは工場が無理してそういったところに取付け道路を作ったから災害が起きたのか。その原因といいますかそういったことをしっかり掴んであるのか。私たちが考えますと民間の間ではその民間の間では反対にあなたがそういった不正な工事をやるから災害が起きたんだよということであればかえって反対に修復等を請求される案件だと私は思います。この前現地視察をさせていただいた中でも町がやるべきではなくて民間がやるべき問題じゃないか。その辺をどういうふうに捉えているのか。また裏側にあの道路が取り付けてありますけれども、道路の法に従ってこれを作っているってその占用許可を町は出しているのかどうかお聞きしたいと思います。</p>
産業建設課 長	<p>現在の現場につきましては占用許可は出ておりません。それから原因の究明ということですがこれもこれを客観的に考えますと道路、進入路を作ったからも一因でありましょうし、これ実際に5月の11日に連絡を受けて即日現場の方確認しましたが、路面排水が入ったというのも事実でございますので、これを客観的に原因究明、どちらの責任かということについては究明することは非常に難しいと考えており</p>

	<p>ます。原因者が負担ということもあろうかと思いますが、そういった意味で原因究明は難しいと、それを立件するという事は難しいと考えております。</p>
12 番議員	<p>今、路面排水が入ったという初めての説明ですが、あの道路で上っていく中で左側にU字溝があると思うんですが、そのところ不明なんですが反対側の右側に路面排水が入ったというのは道路の構造上普通そんな設計をするのは考えにくいように思われるわけでありまして。そういった中で一方的に道路側の責任による災害ではないと理解しておるわけですが、そうした場合先程言ったように反対にそちらが修復すべきではないかということも考慮した中で先程価格の説明がありました。適正価格であるとかそれから評価額がこうだからと言った説明がありましたけれど、今回この土地を買い取るにあたってその価格にそういった過失割合と言いますか相手側と持ち主の方の負担割合とかそういったことは価格に考慮されていますか。お聞きしたいと思っております。</p>
町 長	<p>先程副町長が説明したとおり購入した価格はかなりもうちょっと高価であったということでありまして。証拠もいただいております。そしてそれに伴う市民の立場の責任ということでありまして、そういった声もあるということで交渉は致しました。これからどうかかるか分からない土地の補償をしていただくということで、そこにいくらかということもなかなか数字が掴み切れない部分もありますので、これからの土地の補償をしていただくということでとりつけてそこは 20,000 千円でまとめさせていただいたということでありまして。まずは安全第一でありますので早く工事を行いたいということでありまして。</p>
12 番議員	<p>今そういった答えでありましたけれど、あそこに建物があって建物の解体もこちらでみるということでありまして、誰が見てもあの建物の利用価値とかそういったものはないように思われます。本来ならば地主が壊さなければならぬわけですが、それも今回町側が壊すということでありまして、この土地の価格を決めるにあたってそういった解体に対する費用とかそういったものは考慮されていますか。</p>
産業建設課 長	<p>町は小屋の撤去まで行うということでございます。建物については当然移転してもらった時には補償料というものは発生しますが、そういったものは無いということで話が進んでおります。以上です。</p>
2 番議員	<p>今の鷹野議員の質問に近いんですけども、町道が崩れて民間の施設に害を及ぼしたということになると町に損害賠償の責任が生ずると。その責任が町にあるということが明白で有るか無いかはその補償の</p>

	<p>問題に大きな影響を与えるわけです。逆に民間の施設建設に応じて町道に害を及ぼすような設計施工がなされたとすれば、それは逆に土地所有者の方に対して損害賠償を求める権利があるということになるわけですが、先程産業建設課長がその辺の責任の所在があるいは原因の究明はできないと言いましたけれども、私はそもそもやろうとしたのかどうか。少なくとも然るべき第三者機関に、あるいは当時の道路が一定の雨量に対して耐えられる構造、町が施行していたのかどうか、管理していたのかどうか、そういったことにも繋がってくると思うんです。したがって責任をはっきりさせるという意味でも原因を第三者に委託してしっかり精査して然るべき処方を取るべきではないかと思っていますんですが如何でしょうか。</p>
産業建設課長	<p>原因を第三者機関にチェックしてもらえということですが、多分最後まで行くと裁判とかそういった話になろうかと思えます。こういった原因究明につきましてはかなりの技術と労力、莫大な金額、多分数百万円からのお金は掛かると思いますが、原因究明をしなくてもと言いましょうか地主との話の中で本人は口には出しませんが、道路を作ったことも一つの原因であろうかな本人は認識しているのではなかろうかと思えますので、原因究明ということにつきましては莫大な時間と労力が掛かるといことで今は行う予定はございません。</p>
2番議員	<p>どのくらいの予算が掛かるか私も素人なので分かりませんが、打診をするくらいは最低限必要ではないかと。もう一つはこの手の災害が生じた時にある意味では悪しき前例を作っていくということにもなり兼ねない。そもそも先程篠原議員も申し上げましたが、12月の当初では話の流れが必ずしも災害復旧これを口実という流れもあるように感じています。そこに責任の所在を不明確にしていくことの余地が生じるんじゃないかと。したがってやっぱり最低限、この事項、崩落という事件がなぜ起きたのか、その間の道路の維持管理に過失はないのか、そういったことをしっかり精査して町民にしっかり開示するというのは、町がここを買い取って復旧するということの最低限の義務ではないかと思えますが如何でしょうか。</p>
産業建設課長	<p>現在につきましては再度災害が起きないようにということで路肩につきまして水処理を、水が下に落ちないという対策は講じております。幸い下には住居がございませんので、そういった意味で安全確保はしっかり出来ていると考えております。</p>
2番議員	<p>産業建設課長、そういったことを質問したわけではないのもう一度ご回答をお願いします。</p>

産業建設課長	今、相手方に瑕疵があるかどうかということでございますが、そういった原因究明には時間もかかるとということでございますので、お金もかかるということでございますので、現在はやるという考えはもっておりません。
2番議員	お金の問題と時間の問題を聞いているんじゃないかと、原因の究明は必要ではないかということをお聞きしているんです。
産業建設課長	原因の究明ということでございますが、当然そういったことも大事な部分でございます。実際に大雨が降って起きたということ、それから長年の経過による浸食等あったかも分りません。原因の究明、工事をやる中でどういったことが解明できるのかその程度であろうかと考えております。
2番議員	最低限主たる原因が何であるかということくらいのチェックは必要ではないかと思えます。それによって町が負担すべきものと施行者が負うべき問題、これに一定の方向性を示した上にしっかり買取なり、復旧するなりすることが本来の筋だと思います。いきなり買い取って町が全面やりますよ、というのは果たして町民の皆さんに理解、納得が得られるのかどうか。場合によったらこれは今は民事の話になっておりますが、場合によったら刑事問題にもなるわけです。何故かという違法建築ということがあるかもしれない。逆を言えば構造の維持管理に過失があったそういった問題もはらんでると認識しておりますので、ここはしっかり精査していただきたいのが私の主張でございます。
7番議員	今の関係で13節と15節関連がありますのでお聞きしますが、工事工法の変更で35,000千円から20,000千円ということで15,000千円の減ということでありますけれど、12月に出された時は35,000千円だったわけですが、15,000千円の減と言うとどういう工法になったのか。あるいは12月があまりにもアバウトすぎてただとりあえずということでやってあったのか。そして13節を見ると工事費は15,000千円減っているのに今度は設計委託料は3,500千円から4,500千円にアップしていると。それだけ素晴らしい工事方法でやるから設計料が上がったのか。それから35,000千円が20,000千円となったのは何処が一番違うのかご説明をお願い致します。
産業建設課長	工事費の主な減の理由ですけれども、当初は民地をかけない、民地を譲っていただくという考えがありませんでしたので、官有地の中に構造物を作って復旧するということを考えておりました。それは垂直壁を6m、7mということでそこにだいぶ工事費が掛かったということ

	<p>でございます。話をする中で12月以降、9月以降ですかね。話をする中で用地交渉等含めまして工事をするには建物が支障になって非常にやりづらい、工法的にできないということがございまして、工法変更するということで土羽構造にしたと、ですからほとんど構造物ができないで土の仕事だけでできるということで工事費が安くなったというものでございます。また委託料ですけれども内容的には1,000千円の増額ですけれども、そういった変更の再度土羽構造でということでございますので、設計委託料を1,000千円お願いするというものでございます。</p>
7番議員	<p>構築物を入れる入れないということですが、そうするとこの工事費の中には購入する建物の解体工事費まで全部入って20,000千円と理解してよろしいですか。</p>
産業建設課長	<p>既存の建物の撤去まで含めて工事費20,000千円で工事できるというものでございます。よろしくお願い致します。</p>
7番議員	<p>高くなるものではないので安くなるのでとやかく言えませんが、予算は予算だからと言えればそれまでですが、その辺のところもう少し先ほども慎重審議しろということが出てきていますけれど、予算計上5月11日に発生してきているわけですからもう少し精査したかたちで出してくるべきじゃないかなあと思うんですが、簡単に20,000千円から35,000千円、15,000千円から違ってくるとすれば、果たして真剣にこの工事のベストは何かということ尽くして予算計上してきているのか甚だ疑問を感じざるを得ないですよ。ましては建設関係の皆さんはその道の専門家ですからあまりにもずさんで補正補正というかたちがないように、一つ慎重に審議し、こういう方法がベターだということでも補正予算というものに取り組んで行っていただきたいということでもあります。</p>
10番議員	<p>20,000千円の中に解体費も入っているということで解体費はいくらなのかという点は明確に伺っておきたいと思います。まず先に伺いたいのは境界の話なんですけれども、今日土羽でたたき上げる資料が出ていますけれども、ここに民地との境、境界みたいなもの赤い線がずっと引かれているわけですが、これは間違いはないのかという点をまず伺いたいと思います。</p>
産業建設課長	<p>説明資料の4ページになりますが、ここに赤い線で引かれているのが平面図に公図を載せたものでありますから、これが現況の分筆といたしまししょうか公図の境ということでこちらにつきましては現地にも杭が打ってございます。それから緑でグルグルと囲まれた部分につきま</p>

	してこれが土羽尻になるという計画でございます。
10 番議員	まず4ページの境界を見るとかなりの部分で私有地ですね。かなりの部分で。町が直すという範囲が面積的には限られてくるというふうに思うんですよ。一つ伺いたいのは小海電機さんはあそこで工場を作ってから何年になっているか。ご存知でしょうか。
産業建設課長	小海電機さんが営業されていた期間、工場を作ってから何年かというものにつきましては、現在手元に情報がございませんのでまた早急を確認いたします。それから復旧する面積に比べて広いのではないかということですが、工法的に今こういったことで構造物、道路肩を守るためにこれだけの土で抑え盛土をしながら安定させるという工法でございますのでよろしくお願い致します。
10 番議員	私が思うに3年や5年の話じゃないと思うんですよ。それは10年をどのくらい超えているかという話だと思うんですよね。私は安全を考慮して1割8分の土羽で叩き上げるということですけども、小海電機さんは何十年もこんな危険なところで商売をやっていたのかと。その前は何だったんですか。ここは。田んぼですか、畑ですか。そんなあらかたを1割8分で埋めなければならないというような環境にしたのは誰なんですか。私は先程から責任問題やいろいろ議論されていますけれど、本当に上の道路を安全に町としてしっかり管理していくということを考えた時にあまりにもずさんな計画だと思うんですよ。1割8分の必要性があるような所に小海電機さんは何十年も商売をやっており、その前は畑だか田んぼだったと。こういう状況ですよ。そこを安全を考慮して工事費を減らして1割8分で土羽を上げるという発想はあまりにも愚かな発想ではないかというふうに思うんですけど、そこら辺はどうでしょうかね。
産業建設課長	大変申し訳ございませんが旧地形がどうなっていたかということにつきましては、現段階においては把握できておりません。工法がずさんだと言われますけれども、私としましてはこの工法がベターであると考えております。
10 番議員	まず道路の占用許可は取っていないと先程お答えをされましたけれども、あその現場を行ってみても建物のすぐ脇から直角と言えるような石積みをして道路を作ったり、私はかなり元々の地山より山を切り込んで地形を変えて工場を作っているというふうに見るわけです。ですからどう考えても崩れた原因がそういう工法の中にあるということは誰が見ても明らかなんですよ。もう1点私が伺いたいのは4ページの原の反対の道路、いわゆる田んぼ側の方の道路ですけども道

	<p>路をずっと入っていきますと構造物がL型になっていてここから道路が上っているそういう地形だったように私は認識しているんですけども、この道路の脇のL型的な構造物も今コンクリートが道路の方に倒れかけているんですよ。地元区から改良の要請が私はあるのではないかと。そのくらい無理な工法や無理な作り方の中でこの敷地が作られているわけですよ。ですから私はもう少しよく考慮しながら前にも言いましたけれど、境界を明確にしながらどのくらいの面積から上げるのが正確なのかと。どういうことをやる必要があるのかという点をもっとしっかりと計画を立てる必要があると思うんですよ。この間この場所でもってこの他に崩れた経過はご存知ですか。</p>
産業建設課長	<p>この他に崩れたという経過は今把握してございません。どの部分がどのように崩れたかおっしゃっていただければまたしっかり確認したいと思います。よろしくお願い致します。</p>
10番議員	<p>私言い方が悪かったのかも知れませんが、「今回の崩れた以前にこの場所で崩れたというそういう情報は持っていますか」ということを伺ったんですけども。以前にですよ。</p>
産業建設課長	<p>係として把握しております情報につきましては、今回の崩れた以外に以前からの崩れがあるという情報は持っておりません。以上です。</p>
10番議員	<p>私はね、町長、もう一度調べて計画を練り直してください。安全の施設を作る。それは行政の当然の事です。しかしその安全が適正な施設を作るということが住民の財産を守るということなんです。何十年も何十年も使われてきたその場所でこんなあらかたですよ。土羽で埋めてしまうような仕上げ方など、全然地形的にも安全からも考慮された計画というふうに私は思いません。何か裏があるのではないかとという住民もいるんですよ。町長。もう少し的確な対応を私は強く望んで質疑を終わりにしたいと思います。</p>
11番議員	<p>1点確認だけさせていただきたいと思いますが、1ページの資料の中でこの3891-2と3891-4、これ全て宅地となっております、ですから金額も同じだと思うんですが、これが4ページの地図で見ますと、これ法面がこの中に含まれているような気がするんですがその辺はどうでしょうか。</p>
産業建設課長	<p>登記簿上全部宅地で3筆登記になっておりますので、現況は法面の部分もあろうかと思いますが、登記簿上は宅地というものになっております。以上です。</p>
5番議員	<p>一つお伺いしたいですが、今、新津議員の方から土地のことも出ましたけれども、町営雇用促進住宅の土地は元が水田であります。</p>

	それと今回、今1ページの方は宅地ということで、宅地も水田の土地も単価は同じだということでありますもんで、その辺はどのように理解したらいいかお願いします。
総務課長	基本的には使用目的によって土地の値段というのは交渉が始まると思います。田んぼを田んぼとして使うなら農地として売買できようかと思うんですが、宅地に転用することを目的に取得するもんですからやはり相手方も当然そういったかたちで交渉に臨んできますし、実際この方も買った当時は田んぼだったわけです。現在も田んぼなんですけれども宅地並みの売買をされたということで、少なくともその価格に近付けて欲しいという交渉過程の中で相手方から要望がございまして、それはそれでおっしゃっていることは間違いないので呑まざるを得ないということで交渉を進めてまいりました。以上です。
5番議員	今の宅地と水田の件は分りました。後、そのところでもって先ほども出ておりますけれども、設計関係の委託料の話であって3,500千円から4,500千円になったということの中で、最初工事をやる時は3,500千円だから35,000千円の工事をやるから10%の3,500千円を払ったと。今回また1,000千円でもって設計したよという理解でいいでしょうか。
産業建設課長	当初の測量設計、測量をやって設計ということで3,500千円。それから工法変更による設計ということで1,000千円というもので見込んでおります。以上です。
5番議員	そうすると最初工事をやらなかったから3,500千円はそのまま相手にくれてやったようなもので、やりましたという解釈でいいわけですね。
産業建設課長	あげてやったという解釈ではなくて、正当な委託料をお支払したと。ただ工法変更による手戻りが生じたということは、事務方も慎重さに欠けたという部分がございますけれども、あげたという認識は持っております。以上です。
議長	5番議員、3回までですので。他にございませんか。
議長	11ページ 4項 保健体育費
議長	その他全体を通して質疑ございますか。 これで質疑を終わります。
○【質疑終了】	

議 長	以上を持ちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
○【常任委員会付託】	
議 長	本日議題としております議案第1号は会議規則第39条の規定によりお配りした議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	「異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろしくご審議の程をお願い申し上げます。 ここで暫時休憩としますが、本日の会議は5時を過ぎる可能性もございますので時間延長をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	それでは暫時休憩とし、予算決算常任委員会を4時40分から開催いたします。 <div style="text-align: right;">(ときに16時25分)</div>
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。 日程第7、議案第1号 「平成30年度小海町一般会計補正予算(第4号)」についてを議題とします。 本案については予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 鷹野 弥洲年 君。
(委員長報告—可決と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。 これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	これより「日程第7 議案第1号 平成30年度小海町一般会計補正予算(第4号)について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第1号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第1号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手

	を求めます。
	(挙手多数)【反対議員】2番・9番・10番
議 長	挙手多数と認めます。 従って議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。 お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 従って、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務等の調査とすることに付することに決定いたしました。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。 これをもちまして平成31年小海町議会第1回臨時会を閉会といたします。ご苦労様でした。 <div style="text-align: right;">(ときに17時47分)</div>